

農用地利用増進法

限られた農地を

有効に利用しましょう

農用地利用増進法が、昭和五十五年九月から施行され、農用地や施設用地の貸し借り等が安心して簡単にできるようになりました。

また、地域ぐるみで作付地の集団化、農作業の共同化を促進する事業や農作業の受委託を促進する事業もでき、地域の実態に合った農用地の有効利用が図れるようになり、この制度を有効に利用しましょう。

日光市では昨年十二月、この事業実施方針について県の承認を得、農用地を有効に利用するため、本格的に本事業の推進に取り組んで



いくことになりました。くわしいことは、市農林課農政係（電五四一―一―一内線三五四）にお問い合わせください。

事業の内容

●利用権設定等促進事業
農用地等について、貸し借りや所有権移転等を行う場合に農地法の手続きをとらず、市が作成する

「農用地利用増進計画」にのせることよって、権利の移動を行うとする事業です。土地を貸しても、一定の期限（通常三年～五年）が過ぎますと、必ず所有者のところに戻りますので、安心して貸すことができます。

●農用地利用改善事業
作付地の集団化や農作業の共同化等を地域ぐるみで推進し実施していく事業です。

事業のねらい

この事業は、農家の皆さんの話し合いによつて、農用地の有効利用と流動化を促進しながら、地域全体の農業の生産力の向上を図っていくと同時に、今後の農業の担い手を育成定着させていくことをねらいとしています。

五十六年救急統計まとめ

けが人76%が市外者（交通事故）

昨年（五十六年一月～十二月）の消防統計がまとまりました。

これによりますと、救急車の出動件数は七百二件で前年より三十一件の減、また、搬送人員は六百八十六人で前年より六十八人多くなっています。

出動の種類別では、急病者が二百七十五件（搬送人員二百五十六人）でトップ、次いで交通事故百七十件（同二百二十一人）、一般負傷百十三件（同九十六人）の順になっています。

▲緊急通報に
搬送人員を市内居住者と市外居住者別にみますと、総搬送人員六百八十六人のうち、市内居住者は二百三十三人（約三十四%）、市外居住者は四百五十三人（約六十六%）です。

昭和56年 救急統計

種別		55	56
出動件数	急病	309	275
	交通事故	158	170
	一般負傷	104	113
	火災事故	1	0
	自然災害事故	1	0
	水難事故	4	0
	労働災害事故	16	17
	運動競技事故	18	21
	加害	7	4
	自損行為	15	5
その他	100	97	
計	733	702	
搬送人員	急病	277(124)	256(108)
	交通事故	126(42)	221(52)
	一般負傷	88(35)	96(32)
	火災事故	1	0
	自然災害事故	1	0
	水難事故	2	0
	労働災害事故	13(4)	13(0)
	運動競技事故	16(5)	21(8)
	加害	7(6)	3(1)
	自損行為	11(3)	2(0)
その他	76(33)	74(32)	
計	618(252)	686(233)	

（カッコ内の数字は市内居住者）

（%）となっています。特に、交通事故によるものは、二百二十一人のうち市外居住者が百六十九人と約七十六%を占めており、これは、観光地日光ならではの特徴といえます。

山歩く

心にいつも火の用心

全国山火事予防運動

2月28日～3月6日